

1962年10月10日(第2日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時23分~午後5時1分)

2. 出席議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 藤太郎	8番	石田 英正	15番	宮城 盛昌
2"	比 嘉 定 亮	9"	安 里 安 明	16"	宮 里 敏 行
3"	天 久 盛 雄	10"	又 吉 正 弘	17"	伊 佐 貞 寿
4"	安 次 富 盛 信	11"	石 川 繁	18番	中 里 幸 助
5"	石 川 真 六	12"	大 川 昇	19"	武 島 行 男
6"	仲 村 春 具	13"	伊 佐 真 得	20"	仲 村 盛 光
7"	稻 嶺 正 康	14"	- - - -	21"	古 波 藏 清 次 郎

3. 欠席議員は次の通りである

14番 仲 村 喜 永

4. 市町村自治法第61条の規定により、説明のため出席したものは次の通りである

市長 仲 村 春 勝 助役 呉 屋 真 徳 収入役 仲 村 春 松
総務課長 松 川 正 義 財政課長 当 山 全 喜 経済課長 沢 し 安 一
建設課長 桑 江 良 徳 水道課長 奥 里 将 俊

5. 本会議の書記は次の通りである。

書記長 松 川 正 義 書記 照 屋 毅・伊 佐 正 義

6. 議事日程は次の通りであります。

日程第1. 各部課別の業務。予算の説明について。

7. 会議の顛末

議 長. 出席16名であります。市町村自治法第53条により議会は成立致しました
よつて。ただいまより(第2日目の)会議を開きます。

(午前10時23分)

日程第1. 各部課別の業務。予算説明について。

昨日に引続き、各課別の業務。予算説明を財政課長さにお願ひ致します。

財政課長. 財政課は、財務・徴収・土壌の3部間に分れております。

財務は税金の賦課徴収が主であります。所得を調査するため、那覇税務所や

10/12

コザ税務所で源泉徴収税の状況を調べ資料を取つてゐる。
 固定資産税は、土地、家屋の評価で現況を見ての課税でありますので
 家屋については調査をして評価し、賦課する。
 財産取得税も家屋を評価して、賦課するということになります。



* 税その他諸収入の調定、賦課に関する事項について。
 始めに予算に計上しますが、実際賦課してみてこれを調整するのが
 調定である。その他の収入については、財産の買却や使用料等であ
 ります。

* 課税台帳整備に関する事項について。
 課税台帳、土地台帳、家屋課税台帳、償却資産課税台帳という様に
 帳簿が備へられなければならない。これは賦課するための帳簿であ
 ります。

** 財産状況の公表に関する事項について。
 これは毎年12月までのものを3月に、6月までのものを9月に年
 2回公表することになっておりますが、多忙のため遅れておりませ
 すが、近目中には公表出来ると思つております。

* 決算及び出納検査に関する事項について。
 予算の場合は総務が担当しますが、決算の場合は財政がもつよう
 になっております。

* その他財政出納に関する事項について。
 金銭的なものは悉べて財政が出納するということになります。

* 徴収係～町が発展するに従つて、納税成績が悪くなるような傾向
 になつて心配しております。

そのため11ヶ字に出張して懇談会を持ちましたが、成果がありまし
 た。又奨励のため優良者に対しては賞金等もやつております。

* 土地係～主に軍用地関係を担当している。家屋等も年1,000と
 う平均増へ、調査、課税と忙がしいので土地係の方でも課税をして
 いる状況であります。

* 現在財政課の職員が、13名であります。その内訳は次のとおりで

ある。

財務が7名、出納が1名、固定資産評価員が1名、徴収が3名、土地が6名となっております。

今の処徴収の方が人員不足という状態であります。

今後は特に徴収面に力を入れて行きたいと思っております。徴収がうまく行かないのは、税賦課をしてから徴収に行くので又年申賦課におかれ通してであると。

- 外人関係の賦課は従来取られなかつたのもありましたが、今年からは賦課する様に努力しています。外人の場合は特に買却や移動がはげしく、直ぐ賦課徴収しないとむつかしいので、特定の人を当てて徴収、賦課、調査を担当させております。

3名の中1人は外人関係、1人はまど口、1人は出張徴収に出ている。徴税係は使用料の徴収(市場も完成し40件余貸しあり又食糧会社あとの土地使用料並びにと場の使用料も役員徴収しなければなりませんので、)1人はそれに、今度新しく職員を増員したのでありますが、1人は徴収の方に、1人は固定資産評価員に(土地、家屋の評価)になりましたので、2人はふえております。

以上もつて業務^{説明}を終り、予算の説明に入ります。

- * 固定資産評価員費～新しく評価員として任命したものであります。前議会では補助員で評価してくれとのことありましたが、評価員~~を~~費を置いて、補助員も置けるということになりますので、今回置くようにしてあります。

補助員は各字から1、2人置きたいと考えております。

- * 時間外勤務手当～これは仕事の関係で5時後でなければ会えないといった場合もありますので、この場合の手当であります。

- * 食糧費～これは、時間外等の場合夕食などをおあげしております。(これは評価の場合の食糧費である)

外は予算書の付記を御覧になれば良くおわかりのことと思えます。

- * と場費について、去年と今年との予算が異なると思われませんが、

これは改築したためであります。施設費は1万7,600\$であります
8節の報償費はじゆ医に対する謝礼金であります。

12節の燃料費は従来までは業者負担でありましたが、今度使雇料を600
に、燃料費は市がもつようになつて計上してあります。

外は予算書の附記を御覧になれば良くおわかりになる思います。

*. 11款諸支出金～

1目諸手当～これは出張徴収の場合の手当であります。1目300

2目旅費～これは他市町村に徴収に行く場合の旅費であります。

3目滞納処分費～これは滞納の場合の品物運搬費であります。

財産関係のプリントを後で配布することいたします。

以上以つて財政課の業務、予算説明を終ることいたします。

議長。16番宮里敏行議員の出席を報告致します。

” 次は次に建設課長にお願い致します。

。建設課長。建設課の業務並びに予算の説明を致します。

建設は土木と郡計の2つの部門に分れております。土木係の方が9名、郡
計係の方が3名であります。

土木の方は1から8までの部門に分れている。(条例の36P参照)最
近重機が入りましたので、これも土木に入るわけであります。

郡計の方は1から9までの事項に分れております。

次は予算の説明に入ります。

*. 4款土木費

1項1目道路維持修繕費～部落周辺の小さい道路や村道等を維持整備し
て行くためである。

現在計画の段階で施設の段階ではない。総合的な計画がみだされてか
らでないといけないので、それまではどうするかという現況を維持しな
がら、村道であるところの基本幹線(将来もこれは残るといふもの)む
だな金使いはしないで、各部落の道路は計画が立つまで暫らく見合せて
置くと、村道と部落の周辺の小さい道路を維持して置くと考えております

*. 資金～市の建設工事に使雇するため、大山、無教に石粉山を約1,000坪

購入致しましたので、石粉山に通ずるあん梁とか道路修繕等に要する賃金であります。

20節の借料及び損料～大山。宜野湾で道路工事をやつておりますが、基本施設測こう、あん梁等は市や政府がやり道面の修繕等は市の方でやる。道路の整備は測こうとかであり、施設は強化して路面材料は市でやるど場合は一回で短期間でやるというので、そのときの車、重機類の借上料もふくまれております。

26節の原材料費～一回の工事が満足にやつたつものものが後で、あん梁が必要であつたとか、又コンクリで、もう少し測こうを上げるべきであつたとかの場合にモメト、バラス代等の小さい工事の費用であります。

24節は予算があれば仕事をやるつもりで費目存置にしてある。

2目の道路新設改良費～経済局では未だ調定はやつておりませんが、農道を後1ヶ所やりたいと思つております。

8割は政府、2割は地元負担となつております。

4目の排水工事費～大山、伊佐の境界の河川工事で技術的には調定できてないが、都市計画とマワチして進めたいと思つております。

5目の食糧費～これは工事施行等の場合政府から見えられるので、その接待費であります。

23節の修繕費～これは重機類の修繕費であります。

2項1目調査費について、未だ調査は完了して ありませんが、政府に一応見てもらうと思つております。

8節報償費～前年度は日本建設省から技術官を招へいして15日間にあつてマスタープランを作らつてもらつたので、1,000 \$計上してありました。その他必要があると思ひ費目存置にしてあります。

9節賃金～これは30 \$ 50 〇の6名分であります。

22節委託費～現況測量については、色々方法があります。

ここ4、5ヶ年の間は再び測量はしないだろうとの事で、わずかの紙面に宜野湾市の現況を写してしようあくし、その上に我々は図面を引くと。又プランを立てる上からも、工事を施行するにもその他色々な面で、図面

がないと仕事が前に進まない。

図面は始め500分の1で作り、次に3,000分の1に縮図し、次々に5,000分の1、12,000分の1に縮め、この4種類の図面が各々使いわけられております。マスタープランを引く場合は、3,000分の1を使用し、これは日本法でそうなっております。

500分の1は土地の問題が惹起するとき、土地測量の図面がありますから、これを重ね合せることによつて、だれの土地がいく坪どういふふうの道路等にかかるということが分る。又500分の1を作つておけば、将来二度と測量する必要はない。

次は地積測量であります。これは原則としては政府がやるべきものである。我々が書けないのは、大副名、宇地泊地区があまりに発展が急で、市がぼやぼやしている間に米人貸住宅が2,300件も出来てしまつたと始めからしつかりした計画が出来ておれば、こういふことは起らなかつたすなわち、発展の速度と計画の速度がマッチしなかつたのであります。又800⁺は野高の知念堂原の地積をはつきりしておかなければ、どうにもならないので、その費糧であります。

不明確の地積図の上に計画を立てると、後で大きな問題が起りますので、3目の報酬～これはマスタープラン等作つて後町名地番の変更や市民の意見をきいたりする委員会の費糧であります。

4目32節負担金～これは日本都計協会への負担金であります。

以上もつて建設課の説明を終ることに致します。

議長 これを以つて、午前の方程を終ることに致します。午後は2時より再会することに致します。

” 休憩致します。(午後0時6分)

” 再開致します。(午後2時5分)

” 午前に引き続き各課の業務、予算説明について。

” 水道課長さんをお願い致します。

水道課長. では水道課の業務、予算の説明を申し上げます。

営業用は7,21 \$で、62年度の実績が御座いますので、この水道使用料を月別に給水せんと増加分を合せまして計上した水使用料は、62,059 \$、一般の分が78,422 \$でこれはマーシ地区の米人貸住宅が入っております。マーシ地区は大山の旧部落で248件の住宅があります。その水使用料が16,327 \$となつております。

量水器使用料～本年度の最終目標が、2400余であります。これに月15¢の使用料を×けたのが、3,597 \$であります。

* 工事収益～60¢の950せんとなつておりますが、本年度の目標が950せんを取り付けたいと思つております。各家に引込みをする場合、道路から屋敷に連結をする。そして見易い処に量水器を取り付けるが、その場合えん管を使用しますので、その代金として60¢の立かえ分であります。

設計手数料～本市では申込者から徴収しておりますが、他市町村の場合申込手数料、資材の検査手数料等も徴収しております。又工事完了の場合現場の検査手数料も徴収しているようですが、本市の場合は徴収はしていません。

* 2項1.2目について～なにゆえ督促手数料、延滞金等取るかとききますが、条例にもありますし、水道料金を早めに取めて載だくという意味では、これもなければならぬと思ひまして、貸目存置にしてある。

* 過年度収入～62年度の未徴収額が6,840 \$余りありますので、今年度内に70%を徴収したいと思つております。その額が4,788 \$であります。

* (才出)に入る。

営業費と建設改良費の二つに分れております。

1目経営費～これは事業を行う上の経費となつております。

4節の旅費は車、水道公社、政府等に出張する場合の旅費であります。

12節の燃料費は車のガリリン代であります。28節の車も含めて2台分となつております。

一台では不便を来たしておりますので、給水工事に支障のない程度の車

を購入したいと思っております。

*. 13 節 食糧費について、これは工事都合上夜間もしなければ出来ない場合もありますので、そのとき夜食、又水道公社、資材会社等の米客接待費であります。

*. 16 節 通信運搬費～これはマーシ 250 件 それ以外に貸住宅が 257 件ありますので、そこに通知書と領収書を郵便で出してありますので。

*. 2 目 受水費～去年の実績からおして、年平均よりは毎月消費料からおした方が効果的であると思ひまして。

7 月が 26,622 m³ でこれの 70% が 3,801 m³ これをガロンになおしますと 1,004 万ガロン これに原水値の 21.94 をかけたのが 2,202\$78¢ であります。70% と後 30% はドスかといいますと、検針を早めるため立方未満端数は切りすててあります。

*. 15 節～去年の有料水量と受水量との比が 30% 少ないので、全部が湯水かというところではなく、立方 m 以下も読みを取り、1.1 までは計算してない、又調定減、火災演習用、火災の場合等、不換水量などがあり、これを計算すると 20% 位ではないかと思う。

本年度からは端数や火災に使用した量等も計算して、金になる水量と、金にならない水量の統計を取つて量水器のメータ等の不良もどしどし取りかえて行きたいと思つてあります。

*. 3 目 減価償却費～器具の中に耐用年数が異なるものがありますが、年数で 10 年、30 年、60 年等ありますが、配水設備を 40 年給水設備を 35 年とし、機械装置を 12 年、車輪を 3 年、その他の機具備品も細分して、耐用年数を定めて計上したものの全額であります。

*. 2 項 1 目 元利償還金～60 年の 5 月から工事を始めて 7 月から給水を始めた、その間の開発公社からの起債が、\$98,100 であり、これの最終の借入月員が去年の 12 月 26 員で 1 年間のすえ置きで、15 年間の年賦償還になつて、年利率 4% で今年の 12 月から元利を償還しなければいけない様になつていますが、これは 2 回に分けて支払う様になつてあります。今年の 12 月と明年の 6 月の支払期であります。

* . 2目3節の給料～職工が給水の連結工事に毎日働いておりますので、これの3名分であります。

* . 9節賃金～職工の外に人夫を使っておりますので、これ等の賃金であります。

* . 12節の燃料費～これはえん化ビニルを接続する場合のトーチランプのカリリン代であります。

* . 24節工事請負費～給水工事は職工がやるのが立前ではありますが、忙しい場合には、指定店に請負するのでその場合の費用であります。

以上もつて水道課の業務、予算説明を終ることに致します。

議長～習休憩致します。(午後3時)

議長～再開致します(午後3時10分)

議長～次は予算の才入面を助役から御説明願います。

助 役～予算の場合、自治法で市町村長は毎会計年度才入才出予算を調製して、年度開始前に議会の議決を経なければならないとなつております。年度前なら何時でも良いかとの事になりますが、此れも改正で20日前までとなつております。議会議事面で通常予算を審議する定例会は会期も20日間となつておりますので、これを見越して20日前に提出しなければならないといふことになつております。予算は市町村長が調製して議会の議決を経て始めて成立し施行されます。戦前は国家行政から市町村行政は制約されていましたが、現在は民権政治になり、自治体の力に依るようになり、又地方自治の進展を強要させるようになっております。このため予算の方もこの方針でやるようになっております。様式は法で規定されております。昨日から今日まで市長、各課長からの施政方針・業務内容、予算説明等がありました。私は予算の才入面を御説明致します。予算には法経済と市経済とは違つております。市経済は入るを計つて出するを制するが、法経済は反対であります。自治法に基づいて、行政は住民の福利増進に基本を置くといふ事で、予算のありかたからしても住民に如何に有効にサービスして行くかと云う事が基本になつております。63年度当初において本市では、どのようにして需要をみだすかと云うと第一番目に市税であります。次は市町村交付税、公営企業及び財産収入、手数料、使料等の項目でまかなうことになつております。外に賦役と現品がありますが、当市では課してない。需要費で消防庁倉庫費等の臨時のものもありますが、これが本市の経常的財政規模であります。その内訳は予算書の通りであります。予算の半分は市の財源でまかなつておりますが、義務的経費がらう多

消費的経費が41%でその他が4%となつております。
 財政のありかたからして、税で人件費をまかなうべきであります、現在64ヶ市町村の内あずか5.6市町村だけが人件費をまかなつてゐる状態です。
 本市としても、55%に対し約40%しかまかなつてゐない現状であります。只今は予算の総額を比較的に申し上げました。
 市では普通税だけで目的税はありません。
 これには市民税・固定資産税・事業税・不動産取得税の4つが税法でうたつてある税目です。
 市税の総額が78,760\$で内58,014\$が現年度分、残り20,746\$が滞納の取立分となつてゐる。
 才入は1年分を予算計上し、その率も100%にして計上すべきでありますが、御承知のとおり全額徴収されると云う市町村はわずか2.3ヶ市町村に過ぎません。
 計上率100%にした場合、税が入らないと予算執行が出来ない状態になるので、これをさけるような予算の立て方をしなければならない。
 先にも申しあげましたように、予算は行政の道しるべであり、行政計画書でなければならぬ。
 実施可能な予算でなければなりませんので、90%の率で計上してある

議長～暫休憩致します。(午後3時15分)

議長～再開致します。(午後3時20分)

助役～では続けます。

※1目市民税の方は滞納繰越分が5,500\$として計上してあります。
 2目の固定資産税は土地・家屋・償却資産に課される税であります。この方は年々相当延びて来ています。
 3目の事業税は所得を課税標準として課しております。850\$以上8500\$までと、8,500\$以上に分けられて100分の3、100分の4、100分の6、100分の8、の率で課されております。
 個人には第1種と第2種があつて、税率も異つております。第1種が普通の事業所に課す税で、第2種が技術を要する事業で市町村税法に示めされる通りであります。
 事業税は外の処より徴収率が悪いので、計上率も80%にしてあります。
 4目の不動産取得税は、土地・家屋を取得した場合の課税で控除額がありますが、それを差引いた残りに100分の1の税率で課し、この方は全額徴収となつてゐます。
 前は9種目でありましたが、雑税は整理されて4種目となつてゐる。以上が本市の普通税で本年度分が53,760\$余で、此の内訳は個人が約3万余\$、法人が2万余\$であります。

議長～只今定刻4時であります。後暫く時間延長をしたいと思います。

(異議なしと呼ぶ)

議長～異議がないものと認め、時間延長をすることに決定致します。

期 役～2 款の市町村交付税について

市町村の進展を計つて行くのが、政府の施策でありますので、ひもつきでなく市町村財源のやうに予算に組入れて自主的に運用させている交付税法では市町村の基準財政の需要額が収入額を上まわる場合、その額を交付することで、これがない場合は地方行政は最低の運営も不可能あります。これは政府税の所得税・法人税・酒税・煙草消費税・葉煙草輸入税・酒類消費税の6つに大きな税収入の8.9%を地方交付税にあてるということになつている。

63年度は18,285,500\$の8.9% 既ち1,627,367 \$が交付税全額であり、これにも普通交付税と特別交付の2種類があります。

普通交付税は毎年交付される税で、特別交付税は災害やその他特別の事情がある場合に交付される税である。

基準財政収入額は市町村税を対照にして見ると云う事になつている。

3 款の公営企業及び財産収入について。

1 目の基本財産収入は株券の配当だけであります。

2 目の普通財産収入は民、政府、米軍に貸した市有土地の賃料と普大間登記所の家屋、賃料となつております。

非積分地賃料は1 1 款の雑収入になつております。

政府からの土地賃料は郵便局と保健所敷地の分であります。

4 款の使用料及び手数料について

1 目の使用料はと場、市場の使用で、2 目の手数料は諸証明、戸籍、住民登録、督促、その他種々の手数料であります。

5 款の政府支出金について

政府の仕事在市町村に委任して、それに対する支出金と又市町村自体でやるべき仕事をその財政でまかなうことが出来ないで、政府の施策として補助するための政府からの支出金であります。

1 目の統計職員は全額政府補助という事になつていますが、身分は市職員でありますので、それによつて給与を昇定しなくてはなりませんので、全額補助とはならない現状であります。

2 目の養護関係は専断分置によつて補助されていますが、大体50~60%の補助額となつております。

3 目の土木事業関係は建運局と経済局関係の両方が含まれ ~~ま~~ますが事業の80%は補助されるものとして計上してあります。

4 目失業対策関係は、政府でも直接やつておりますが、市町村でも自主的にやらせると云う意味で補助され、主に労務費で全額補助であります。市の状況から政府の給与のペースでは失業対策事業とは云うものの、うまい具合には行かないと思つて市としても自主的に予算を計上してある。又賃材は市町村でもつと云うことで、これと合せて計上してある。

5目は前からの分と大体似ている。(産業補助金)

6目都市計画事業補助金であります。今回別に予算を計上していますが、今までは調査の段階で、今度から政府で事業費として補助するとの事があります。

2項1目民政府補助金については、消防庁舎の建築資金で資材は現物支給をすることになっております。

6款寄附金については、市昇格に1,000\$消防庁舎に1,000\$見積つて計上してあります。

7款繰入金については、才出で基本財産積立金からの支出であり、主に消防庁舎の建築資金として繰入れてあります。

8款繰越金については、年度年度で予算を消化するのが立前ですが、前年度で起債の償還をすべきのを借入の都合で本年度償還するようになりましたので、繰越されております。

9款4項4目の雑入軍用地・非編分土地賃貸料については、布令で市町村長管理になっております。市町村長が自主的に報告出来るようになっております。

以上もちまして予算の才入面を終わりますが、説明がまずくてわからない点もあつたと思ひますが、後で質疑にお答えしたいと思つております。

議長～暫休憩致します(午後4時20分)

議長～再開致します。(午後5時)

議長～本日の日程は全部終了致しましたので、これを以つて本日の会議を終ることに致します。

尚、明日は午前10時より会議を開くことに致します。

散会(午後5時1分)